

年末調整の必要書類・記入注意事項について



① 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

- A 源泉控除対象配偶者
- B 控除対象扶養親族
- C 障害者の方の有無
- D 寡婦(夫)・ひとり親

16歳未満の扶養親族がいる場合には、ご注意ください。
* 生年月日・年間所得の見積額等は所得控除の内容に関わってきますので必ず記入してください。

② 給与所得者の保険料控除申告書

- 生命保険料の控除証明書
「一般の生命保険料」「介護医療保険料」「個人年金保険料」それぞれの控除証明書が必要です。
- 地震保険料・旧長期損害保険料の控除証明書
- 社会保険料(国民健康保険・介護保険・国民年金を含む)の控除額(国民年金については控除証明書要添付)
※ 給与天引きの方は源泉徴収簿の集計からわかりますが、個人で納められている方々については、次の通りです。

- * 当年中に実際に支払った(前年・未納分除く)金額
- * お子さんが学生さん等でその分を負担した国民年金の額



※控除証明書等を電子データで取得される場合は担当者へお尋ねください。

- 小規模企業共済掛金の証明額
ご本人がお支払いになったものに限ります。



③ 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除申告書 兼 年末調整に～ ※ 定額減税により申告様式の改定、兼用様式になっております。詳しくは担当者までお尋ねください。

- ◎ 「基礎控除申告書」と「配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」の記載について
 - a: 本年中の合計所得金額の見積額が1,805万円以下で、かつ、配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が133万円以下である場合は、「基礎控除申告書」、「配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」の順に記載してください。
 - b: “a”以外である場合は、「基礎控除申告書」のみ記載します。
(「配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」を記載する必要はありません。)
- ◎ 「所得金額調整控除申告書」については、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合に記載してください。
本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下である場合又は「所得金額調整控除申告書」の「要件」欄の各項目のいずれにも該当しない場合には、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

- 所得の見積額が**2,500万円以下**である方は、基礎控除額の確認のためこの書類の提出が必要となります。

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 ◆

- “a”に該当する方は
配偶者の合計所得金額の見積額の記載をお願いします。

給与所得者の場合、見込収入金額から**55万円**を控除後の金額です。



◆ 所得金額調整控除申告書 ◆

- 本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合は、記載する必要はありません。

④ 住宅借入金等特別控除申告書 (該当者のみ)

- 今年、取得した方
年末調整では控除計算が行えず確定申告が必要です。
 - 2年目以降の方
税務署から送付されている当年分の申告書
借入金を行った金融機関等発行の「借入金年末残高証明書」を添付
- * 詳しくは担当者までお尋ねください。



⑤ 中途就職者のいる場合

上記のほか、**前職分の源泉徴収票**があるはずですが！
もし紛失などしている場合は、**再発行の手続き**をして下さい。
前職分の源泉徴収票がない場合は、年末調整は行えません。